

道営土地改良事業の変更後の計画の概要の公告及び縦覧

下記の道営土地改良事業について、土地改良法第88条第1項の規定に基づき事業計画の変更を行うため、同法第87条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定に基づく公告を、町内の掲示板にて掲示及び掲示場にて縦覧していますので、お知らせいたします。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 事業名 | 土地改良（円山地区（区画整理））事業 |
| 2. 縦覧期間 | 令和8年7月24日から令和8年7月29日（5日間） |
| 3. 関係書類 | <ul style="list-style-type: none">・円山地区土地改良事業変更計画概要書・計画平面図 |
| 4. 公告及び
縦覧場所 | <ul style="list-style-type: none">・栗山町役場前掲示板（松風3丁目）・角田農業農村改善センター前掲示板（角田）・南部公民館前掲示板（字継立）・栗山町役場建設課掲示場（新庁舎2階） |